

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見を提出しました。

消費者庁消費者政策課御中

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見

2017年5月9日

東京消費者団体連絡センター

	施策番号	該当ページ・行	意見
1	2 (3) ②	44 ページ 47 ページ	<p>●健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化</p> <p>消費者の健康への関心は高く機能性表示食品の需要が伸びています。消費者の商品選択に資する表示・広告の適正化に向け、さらに監視を強化してください。また、機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示してください。</p>
2	3 (2) ⑧	58 ページ 68 ページ	<p>●安全・安心なクレジットカード利用環境の整備</p> <p>本年「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画 2017」が策定されました。「カード情報の漏洩対策、偽造カードによる不正使用対策、ECにおける不正使用対策」など、この実行計画に基づき取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。特に、クレジットカード決済端末のIC化は喫緊の課題として国としても事業者に対し決済端末のIC化を促すとともに、消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。</p>
3	3 (2) ⑰	64 ページ 73 ページ	<p>●電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化（都市ガス）</p> <p>本年4月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されます。電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で危惧される、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。</p>
4	3 (1) ④	50 ページ 52 ページ	<p>●消費者契約法の見直し</p> <p>昨年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会でのとりまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引き下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正検討中の消費者契約法について、改正時期を明記してください。</p>
5	4 (2) ⑭	100 ページ	<p>●食品ロス削減国民運動</p>

		109 ページ	フードバンク活動に対して必要な支援を行う政策は評価できません。2017 年度は支援をさらに進めてください。また、地域では食品ロス削減をテーマに活動している市民団体が講演や家で余った食品を持ち寄り料理してみんなで楽しく食べる会などの活動を活発に行っています。そのような事例を収集・発信し国民運動の推進につなげることを取組に記載してください。
6	5 (2)	新規 (138 ページ)	●マイナンバーカードの利用拡大への対応 マイナンバーカードの利用拡大の検討が進んでいますが、現状ではマイナンバーの利用とマイナンバーカードの利用の違いが消費者には十分に認識されていません。この点の周知と、不正利用に対する懸念への対応について項を起こして取組を記載してください。
7	6 (2) ①	157 ページ 160 ページ	●地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援 平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行うとされていますが、平成29年度で地方消費者行政推進交付金が終了することで、地方消費者行政が後退につながることは明らかです。平成30年度以降も、現在と同等以上の交付金等の支援を継続して下さい。
8	6 (2) ②	156 ページ 160 ページ	●地域の見守りネットワークの構築 (消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体) 改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPIの測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設立支援のみならず、実態把握も加えてください。